様式第8号（第8条関係）

第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　　　印

丸亀市敬老事業補助金交付確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり確定したので、丸亀市敬老事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付年度 | 年度 |
| ２　事　業　名 |  |
| ３　補助金の　　交付確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ４　交付条件 | （１）この補助金に係る文書について、丸亀市情報公開条例（平成17年条例第21号）の規定に基づく文書の開示請求又は個人情報の開示の申出等があった場合は、当該条例の趣旨に添った対応をすること。（２）この補助金は、丸亀市敬老事業補助金交付要綱に基づくものであるため、この目的以外に使用しないこと。（３）市長が必要であると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査を行うことを承諾すること。（４）この補助金に係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。（５）市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けること。（６）丸亀市敬老事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付決定の取消し及び補助金返還要求に応じること。（７）概算請求による前払いをした場合は、速やかに精算すること。 |